

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

企業価値を高めることを目的として、株主、ユーザー、従業員、取引先、地域社会等の各ステークホルダーとの「協創」を前提とした、公正かつオープンで、スピーディな意思決定を行うことをコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としています。

大株主でもある代表取締役社長の適確な判断・業務執行を支えられるような意思決定・業務執行機能・経営監視機能のバランスを図ることを基本方針としています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-5】

機関投資家等から、株主総会において信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行う要望を受けたことがないため、対応しておりません。

【補充原則4-1-2】

当社が属するエンターテインメント業界は技術革新が目覚ましく、ユーザーがエンターテインメントに求める水準は、年々驚くべきスピードで高度化しています。このような環境の中、中長期の経営計画を株主の皆様にごコミットすることは、環境の変化に対応する柔軟性や機動性を損なう可能性があると考えております。そのため、当社では中長期の経営計画は公表しておりません。

【補充原則4-1-3】

当社では長期的に馬場社長の後継者となりうる人材の育成を行っております。馬場社長の年齢等を踏まえ、喫緊の課題として後継者の育成プランについて取締役会で具体的な議論は行っておりません。

【補充原則4-8-1】

取締役会において客観的な立場に基づく独立社外取締役からの意見により、積極的な議論が行われております。独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有の方法については、独立社外取締役と連携を図りながら、必要に応じて検討を進めてまいります。

【補充原則4-8-2】

独立社外取締役と経営陣との連絡調整は経営企画部が担い、監査等委員である社外取締役との連絡調整は独立社外取締役である常勤監査等委員取締役が担っています。常勤監査等委員取締役と経営企画部は社内で随時連携し、独立社外取締役と監査等委員会との連携を図っています。経営陣との連絡・調整や監査等委員、監査等委員会との連携に係る体制整備については独立社外取締役と連携を図りながら、必要に応じて検討を進めてまいります。

【補充原則4-10-1】

当社では独立社外取締役が取締役会の過半数に達していませんが、特に重要な事項に関する検討に当たっては適時に独立社外取締役に助言を求めていること、報酬に関して監査等委員会による審査が行われていることから、独立性・客観性と説明責任は担保されており、任意の諮問委員会等の設置は不要と判断しております。

【補充原則4-14-1】

新任取締役は外部講習を受講するなど、事業・財務・組織等に関する必要な知識や役割と責務を理解するための機会を設けております。重任する取締役の継続的な知識の習得と更新機会の提供方法に関しては、今後検討を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則の実施状況を、当社ホームページの「コーポレート・ガバナンス」(以下、当社HPとする)に掲載しております。

当社HP: <http://colopl.co.jp/ir/management/governance/structure.html>

なお、コーポレートガバナンス・コードにおいて開示すべきとされる事項については、それぞれ次の項目を参照ください。

【原則1-4】当社HP「政策保有株式に関する方針」

【原則1-7】当社HP「関連当事者間取引の方針」

【原則3-1】当社HP「方針」「経営理念・ビジョン・バリュー」「取締役会および取締役等 取締役の指名・報酬等」

【補充原則4-1-1】当社HP「取締役会および取締役等 取締役会の役割等」

【原則4-8】当社HP「取締役会および取締役等 社外取締役、独立取締役」

【原則4-9】当社HP「取締役会および取締役等 社外取締役、独立取締役」

【補充原則4-11-1】当社HP「取締役会および取締役等 取締役会の役割等」

【補充原則4-11-2】当社HP「取締役会および取締役等 取締役会の役割等」

【補充原則4-11-3】当社HP「取締役会および取締役等 取締役会の役割等」

なお第8期において「取締役会自己評価アンケート」を実施いたしました。結果の概要は以下のとおりです。

(1) 実施対象

議長を除く全ての取締役

(2) 実施の目的

アンケート結果分析により、取締役会が実効的に運営されていることを客観的に確認するとともに、抽出された課題については必要に応じて改善を図ること

(3) 2016年における取締役会の実効性に関する分析・評価の結果概要

取締役会全体の実効性に関する疑義は報告されませんでした

【補充原則4-14-2】当社方針「9. 取締役会の役割等 取締役会の役割等」

【原則5-1】当社HP「株主との対話」

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
馬場 功淳	61,775,200	49.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	10,530,100	8.46
KDDI株式会社	2,550,000	2.05
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,981,000	1.59
千葉 功太郎	1,955,200	1.57
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	1,746,959	1.40
CBNY-ORBIS SICAV (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	1,411,900	1.13
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1,204,881	0.97
JP MORGAN CHASE BANK 380634 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1,150,625	0.92
HSBC-FUND SERVICES, SPARX ASSET MANAGEMENT CO LTD (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カस्टディ業務部)	977,700	0.79

支配株主(親会社を除く)の有無更新

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期

9月

業種

情報・通信業

直前事業年度末における(連結)従業員数更新

1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高

100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

飯田 耕一郎	○	〃	〃	務に関する長期に渡る経験を有しており、社外取締役として適任であると判断しております。
柳澤 孝旨		○	〃	企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役として適任であると判断しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれのないことから、独立役員に指定しております。
為末 大		○	〃	アスリートとしての活躍をはじめ、社会や教育に関する活動から得られた豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役として適任であると判断しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれのないことから、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会は、内部監査部門との連携により監査を実施することから、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設けておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、内部監査部門及び会計監査人は定期的に会合を開催して監査に必要な情報の共有し、監査機能の有効性・効率性を高めるため、相互に連携の強化に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の取締役について、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

上記付与対象者について、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。
第8期の取締役の報酬等は、総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬については、株主総会決議により取締役(監査等委員である取締役を除く)及び監査等委員である取締役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。報酬額は、取締役(監査等委員である取締役を除く)については取締役会の決議により決定し、監査等委員である取締役については監査等委員の協議にて決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役(監査等委員含む)については、補佐する担当セクションはありませんが、希望する取締役には取締役会の直前に社内取締役や各関係部署より取締役会の決議内容・報告内容について事前説明を行っております。
監査等委員である社外取締役については、常勤監査等委員が直接情報共有を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1) 取締役会

当社の取締役会は提出日現在、代表取締役1名、取締役(監査等委員であるものを除く)9名、監査等委員である取締役3名の計13名で構成されており、取締役(監査等委員であるものを除く)の内2名、監査等委員である取締役の内3名が社外取締役であります。取締役会は、効率的かつ迅速な意思決定を行えるよう、定時取締役会を毎月1回開催するほか必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、定款及び法令に則り、経営の意思決定機関及び監督機関として機能しております。

2) 監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成されており、全員が社外取締役であります。公認会計士・税理士及び弁護士をそれぞれ1名含んでおります。監査等委員である取締役は取締役会その他社内会議に出席し、取締役の職務執行について適宜意見を述べております。監査等委員である取締役は、監査計画に基づき監査を実施し、監査等委員会を毎月1回開催するほか必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。また、内部監査室及び会計監査人と定期的に会合を開催することにより、監査に必要な情報の共有化を図っております。

3) 経営会議

当社では、原則として毎週1回経営会議を開催し、取締役会決議事項以外の重要な決議、各事業部門からの報告事項が上程され、審議等を行うことにより、経営の透明性を図っております。経営会議の出席者は社外取締役を除く取締役(監査等委員であるものを除く)、常勤の監査等委員である取締役及び役員等が会議の進行のために必要と認めた従業員であります。

4) 会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社が属する業界はまだ成長途上にあり、他社との競争も激しいため、経営戦略を迅速に実行していく必要がある一方で、社会的信頼を得るために経営の透明性及び健全性の観点から、当該企業統治の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集ご通知につきましては、早期開示に努めております。また、総会議案について十分な検討期間を確保できるよう、招集ご通知の発送前開示(東京証券取引所への開示、当社ホームページへの掲載)を行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催にあたっては、集中日を回避した日程を設定します。
電磁的方法による議決権の行使	より多くの株主が議決権を行使できるように、第8期の株主総会よりPC及び携帯電話によるインターネットを通じた議決権の行使を受け付けております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家が議案内容に十分な検討時間を確保できるように、第8期の株主総会より採用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集ご通知(英文)を当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	基本方針に加え、開示方法、業績予想等に関する留意事項、沈黙期間等につき定め、当社ホームページに掲載しております。 http://colopl.co.jp/ir/management/governance/activities.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会は実施しておりませんが、投資判断に資する補助情報を十分に含む機関投資家・アナリスト向け決算説明会資料の即日開示や、株主通信の発行など、機関投資家と個人投資家との間に情報格差を生じさせない工夫をしております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎四半期決算終了後及び年次決算終了後に説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	欧州・米国・アジアの機関投資家を訪問し、事業戦略や財務戦略について説明しております。また、海外で開催される証券会社主催のカンファレンスに参加し、事業戦略に関するプレゼンテーションを行っております。 さらに、四半期毎の決算発表の当日、海外の機関投資家を対象としたカンファレンスコールを実施し、IR管掌担当役員が決算概要や事業戦略について説明しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料、各種説明会資料、有価証券報告書、四半期報告書及び株主通信を当社ホームページのIRサイトに掲載しております。 http://colopl.co.jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
	<p>当社の経営理念である「Entertainment in Real Life」には、特別なイベントである「非日常」ではなく、人々の生活のほぼ全てである「日常」を、エンターテインメントを通じて、楽しく素晴らしいものにしてゆきたいという想いが込められています。</p> <p>当社はその実現に向けて様々なCSR活動に取り組んでいます。例えば、当社が保有する膨大な位置登録データを活用した「おでかけ研究所」や災害支援、オフィスを構える恵比寿地域の振興といった社会・地域への貢献活動が挙げられます。また、ユーザー・消費者が安全かつ健全</p>

環境保全活動、CSR活動等の実施

に当社サービスを利用していただくための取組みも積極的に行っています。さらに最近では、中学生を中心に修学旅行時や総合学習の一環として行われる企業訪問の受入れ、財団を通じた学生クリエイター支援等、次世代人材の育成を目指した取組みにも注力しています。今後も世の中を楽しく、幸せにするサービスを提供するとともに、様々な活動・取組みを行ってまいります。

具体的な活動につきましては当社ホームページに掲載しております。

<http://colopl.co.jp/csr/>

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

当社は、顧客、株主、従業員等、当社のステークホルダーに対して、適時適切に会社情報を提供することが重要であると認識しております。そのため、会社ホームページおよび適宜開催予定の会社説明会等を通じて情報提供を行ってまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、企業経営の透明性及び公平性を担保するため、内部統制に関する基本方針及び各種規程を制定し、内部統制システムを構築し、運用の徹底を図っております。また、内部統制システムが有効に機能していることを確認するため、内部監査室による内部監査を実施しております。

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システム整備の基本方針を定めております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社では、取締役及び使用人が、コンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行う。
 - (2) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
 - (3) 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
 - (4) 監査等委員会は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。
 - (5) 企業倫理相談および内部通報のための窓口を設置し、法令、定款、社内規程等に対する違反事実やそのおそれがある行為等を早期に発見し是正するための仕組み(以下「公益通報制度」という。)を構築する。
 - (6) 取締役及び使用人の法令違反については、就業規則等に基づき、賞罰委員会による処罰の対象とする。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
 - (1) 文書管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書(電磁的記録を含む。)は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理する。
 - (2) 情報管理諸規程を定め、情報資産の保護・管理を行う。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 取締役は、当社グループの事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努める。
 - (2) 災害、事故、システム障害等の不測の事態に備え、事業継続計画を策定する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、定款及び取締役会規程に基づき運営し、月次で定時開催し、または必要に応じて随時開催する。
 - (2) 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に職務を執行する。
 - (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、業務分掌規程及び稟議規程を制定する。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立する。
 - (2) 必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営する。
 - (3) 個人情報管理責任者を定め、同責任者を中心とする個人情報保護体制を構築し、運営する。また、同責任者の指揮下に事務局を設け、適正な個人情報保護とその継続的な改善に努める。
6. 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社は、経営理念に基づき、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
 - (2) 当社は、関係会社管理規程にもとづき、各子会社の状況に応じて必要な管理を行う。また、各子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、定期的な報告を義務付ける。
 - (3) 当社は、子会社の機関設計および業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案の上、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう、監督する。
 - (4) 当社は、必要に応じ各子会社に対して業務の監査を行う。
7. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - (1) 監査等委員会は、監査等委員会の指揮命令に服する使用人(以下、「監査等委員会の補助者」という。)を置くことを取締役会に対して求めることができる。
 - (2) 監査等委員会の補助者の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査等委員会の事前の同意を必要とする。
 - (3) 監査等委員会の補助者が、その業務に関して監査等委員会から指示を受けたときは、専らその指揮命令に従う体制を整備する。
8. 当社および子会社の取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制
 - (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、公益通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査等委員会に報告する。
 - (2) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。
 - (3) 当社は、前2項に従い監査等委員会への報告を行った当社および子会社の取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および子会社の取締役および使用人に周知徹底する。
9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理、費用の前払または償還の手続きに係る方針
当社は、監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。
10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査等委員会は、定期的に代表取締役と意見交換を行う。また、必要に応じて当社の取締役および重要な使用人からヒアリングを行う。
 - (2) 監査等委員会は、取締役会のほか、必要に応じ経営会議その他の重要な会議に出席する。
 - (3) 監査等委員会は、必要に応じて監査法人と意見交換を行う。
 - (4) 監査等委員会は、必要に応じて独自に弁護士および公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。
 - (5) 監査等委員会は、定期的に内部監査室長と意見交換を行い、連携の強化を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は反社会的勢力によりステークホルダーが被害を受けることを未然に防止する観点から、反社会的勢力に対し、毅然とした態度で挑むとともに、一切の関係を遮断します。また、反社会的勢力から不当要求を受けたときに、適切な助言、協力を得ることができるよう、平素より、関係行政機関、弁護士等の外部専門機関と緊密に連携します。具体的には管理部を中心として反社会的勢力との関係遮断に向けた組織態勢を整備しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【適時開示体制について】

当社は、「企業の証券が公正な価値評価を受けること」を目標に、法令や社内規定を遵守の上、皆様への適時適切な情報開示に努めてゆく所存であり、それを実現するための社内体制を構築しております。当社の適時開示に係る体制等は、以下のとおりとなっております。

適時開示を行うべき可能性が生じた時点で、当該情報に関わる部門からコーポレート統括本部へと報告され、コーポレート統括本部にて、会計監査人や顧問弁護士等に事前相談を適宜行いながら、適時開示規則に準じて、適時開示の必要性・開示時期・開示内容等を判断する体制となっております。開示が必要と判断された重要事実のうち、決定事実については、取締役会にて審議・決定、また発生事実については、代表取締役社長の確認を得たのち、コーポレート統括本部管掌取締役が情報取扱責任者となって、当該情報を速やかに適時開示することとしております。

決算、配当、業績予想等の決算情報については、コーポレート統括本部が中心となって関連情報（子会社に係るものを含む）の収集にあたります。その上で、適時開示を行うべき可能性が生じた時点で、同本部内の各部室（アカウンティング部、経営企画部、アドミニストレーション部）が連携して、適時開示の必要性の判断や、開示文章の作成等を行います。取締役会にて審議・決定の後、コーポレート統括本部管掌取締役が情報取扱責任者となって、当該情報を適時開示することとしております。

適時開示情報の管理にあたっては、コーポレート統括本部が該当情報の情報統制を行うこととし、当該情報接触者を極力抑えることで、インサイダー取引防止に努めております。重要情報につきましては、その取扱いに十分注意するよう、日々のコンプライアンス教育を通じて、全社に徹底するよう努めております。



